

自由民主党

東日本大震災復興加速化本部長

額賀 福志郎 様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

## 要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長 馬 場 有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっています（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

のことから、下記のとおり要望いたします。

記

東京電力が和解案を全部受諾するよう、政府及び東京電力に働きかけていただきたい。

衆議院議員

様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

# 要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長 馬 場 有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっています（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

のことから、下記のとおり要望いたします。

記

東京電力が和解案を全部受諾するよう、政府及び東京電力に働きかけていただきたい。

経済産業大臣

林 幹雄 様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

## 要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長 馬 場 有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっており（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

のことから、下記のとおり要望いたします。

記

和解案を速やかに全部受諾するよう東京電力に命じて  
いただきたい。

文部科学大臣

馳 浩 様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

## 要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長

馬 場 有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっており（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

のことから、下記のとおり要望いたします。

記

東京電力が和解仲介案を全部受諾するよう、重ねて説得していただきたい。